

民事訴訟法等の見直しについて（概要）

- 法制審議会における主な検討項目 -

法務省民事局

第 1 民事訴訟法関係

1 計画審理の推進・証拠収集手段の拡充

複雑な事件等について審理計画の策定を義務付けるなどして計画審理を推進するとともに、提訴前の証拠収集手段を拡充する。

2 専門委員制度の創設

専門的知見を要する事件の審理に当たり、裁判所が専門家の意見を聴く等の関与を求めることができる制度（専門委員制度）を設ける。

3 特許等関係訴訟事件の専属管轄化

特許，実用新案権等に関する訴訟の第 1 審の管轄を東京地裁及び大阪地裁に専属化する。

4 簡易裁判所の機能の充実

簡易裁判所における少額訴訟の上限額（現行は 30 万円）を引き上げる。

第 2 人事訴訟手続法関係

1 人事訴訟の家庭裁判所への移管

離婚，認知等の人事訴訟の第 1 審の管轄を地方裁判所から家庭裁判所に移管する。

2 家庭裁判所調査官制度の活用

離婚訴訟における親権者の指定や養育費，財産分与等の申立てについて，家庭裁判所調査官の調査を活用することができるようにする。

3 参与員制度の拡充

人事訴訟の審理に当たり，参与員の意見を聴くことができるようにする。

第 3 民事執行法関係

1 債務者の履行促進のための方策

直接強制や代替執行が可能である場合にも，間接強制を選択できるようにする。

2 債務者の財産を把握するための方策

裁判所が債務者に財産開示を命ずる制度を創設する。

3 占有屋等による不動産執行妨害への対策

保全処分の発令要件を緩和するとともに，占有者の特定が困難である場合にも保全処分を発令できるようにする等の措置を講ずる。

4 少額定期給付債務の履行確保

子の養育費等の権利実現を容易にするための措置を講ずる。

第 4 法制審議会の今後の検討予定

本年度中に改正要綱の答申を得る予定